第11章 市町長の施行する工事等(河川法第16条の3)

第1節 制度の概要

1 目的

これは、市町長が地元住民の河川環境に対する関心の高まりや街のシンボルとしての河川の役割の重要性を踏まえて、自らが河川の環境整備、まちづくりに即した河川整備等を行うことができる制度です。

2 市町長が工事を行える河川

一級河川指定区間及び二級河川

3 河川工事を行える市町の要件

(1) すべての市町

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を目的として次の河川工事を行うことができます。

- ア 護岸の設置又は改築
- イ 高水敷の整備
- ウ 小規模な堰の設置又は改築
- エ 床止の設置又は改築
- オ 水制の設置又は改築
- カ 流水の浄化施設の設置又は改築
- キ 河川の管理のための通路の設置又は改築
- ク 堤防の小段又は側帯の整備
- ケ その他河道の整備又は流水の水質の保全に関する事業に係る河川工事
- (2) 人口5万人以上の市町

都市基盤河川改修事業

4 協議図書

- (1) 協議書
- (2) 工事の設計及び実施計画
- (3) 維持の実施計画
- (4) 公示案

5 市町長による公示

市町長が協議に基づき河川工事を行うことは、国民生活に重大な関係を有する河川工事を行う権限を法令上当該権限を有している者とされている知事から市町長へ委任するものです。また、市町長が河川工事等を行う場合においては、周辺の住民等の生活に影響を及ぼすような一定の河川管理権限をも代わって行うこととされていることから、誰が河川管理権限を行使するかを明らかにしておく必要があります。

このため、市町長は、河川工事又は河川の維持を行おうとするとき、及び当該河川工事又は河川の維持を完了したときは、当該市町の公報に、河川の名称及び区間、河川工事の内容、

河川工事等の期間(完了したときは完了の日)を掲載してその旨を公示しなければなりません。

6 施行手続等の終了

市町長は、公示を行ったときは、速やかに知事に対し、その旨を通知することとされており、河川工事等を完了したときの公示を行った旨の通知をもって施行手続等は終了し、当該公示以後は、再び河川管理者が当該河川の区間についても管理を行うことになります。

7 権限代行

市町長は、河川工事等を行う場合においては、河川管理者に代わって下記の河川管理権限を行います(政令第10条の6第1項)。

- ① 兼用工作物の工事等の協議(法第17条)
- ② 工事原因者の工事の施行等(法第18条)
- ③ 附帯工事の施行(法第19条)
- ④ 工事の施行に伴う損失の補償(法第21条)
- ⑤ 河川管理者の工作物に関する工事の施行(法第37条)
- ⑥ 兼用工作物の費用(法第66条)
- ⑦ 原因者負担金(法第67条)
- ⑧ 附帯工事に要する費用(法第68条)
- ⑨ 受益者負担金(法第70条1項)
- ⑩ 強制徴収(法第74条)
- ① 調査、工事等のため立入り等(法第89条)

河川管理者(県)は、市町長が行うものとされた権限を市町長と重複した形で行使できませんが、その他の権限については、市町長が工事等を行う区間についても行使できます。

8 市町との協議

工事完了後の引継が円滑に行えるよう事業施行前に下記事項について十分協議してください。

(1) 引継図書の作成方針

(当該工事区間の位置図、平面図、横断図、縦断図、各工作物の構造図、河川土地台帳、河川台帳等)

- (2) 附帯工事により設置された許可工作物の処理方針
- (3) 慣行水利の法定化に関する処理方針
- (4) 河川区域の変更、廃川敷地の処理方針
- ※ (2)、(3)については、事前に許可申請をするよう指導してください。
 - (4)については、事前に廃川処理票を作成してください。

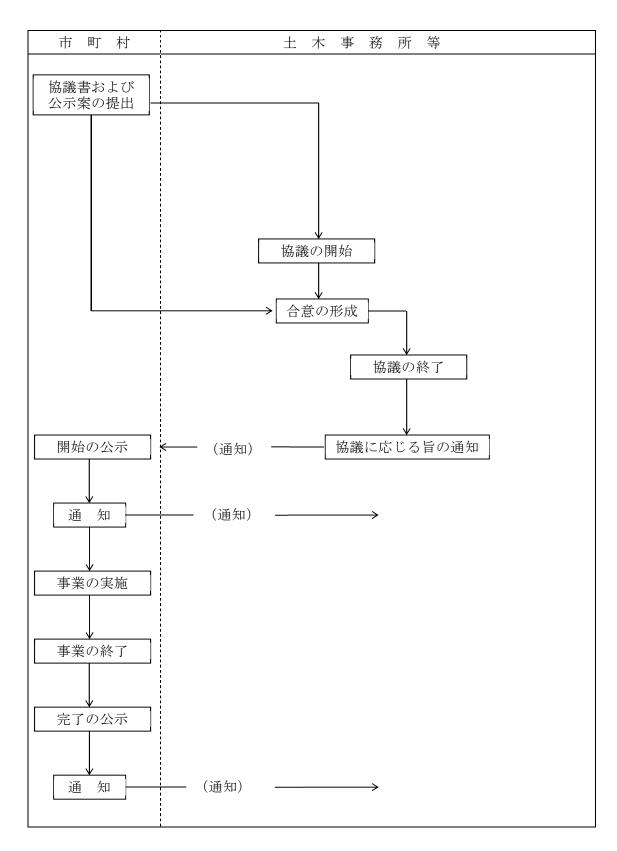
9 台帳の作成による工事期間等の確認

別紙「河川法第16条の3の規定に基づく市町長による河川工事等の台帳」を作成し、河 川工事等の実態の把握に努めてください。

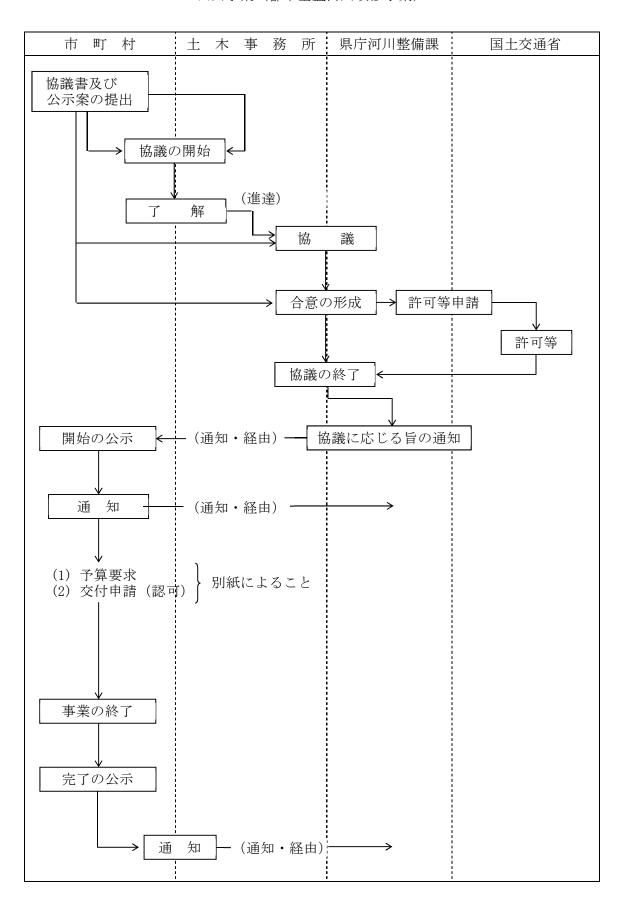
第2節 事務処理手順

1 事務フロー

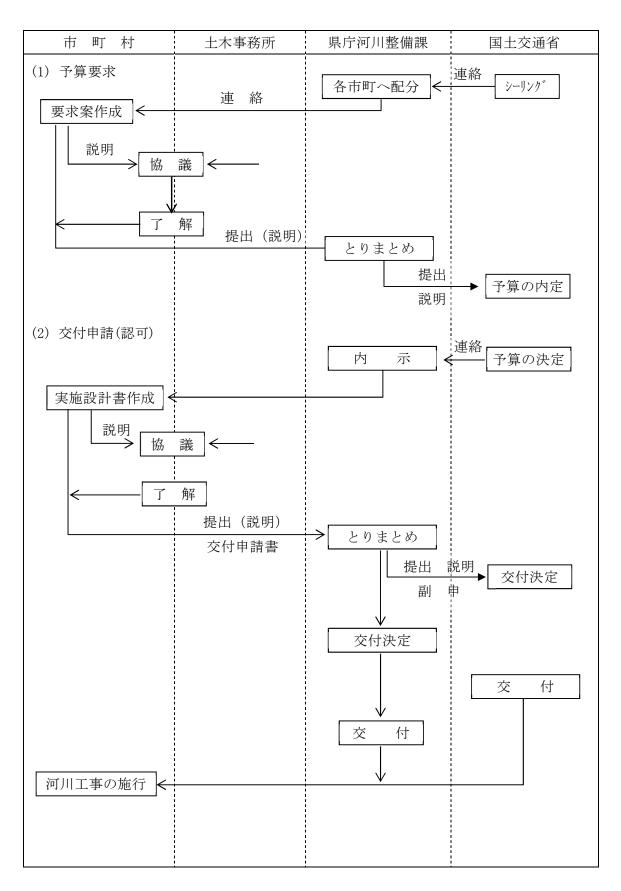
市町事業 (環境整備事業・河川の維持)



公共事業(都市基盤河川改修事業)



公共事業(都市基盤河川改修事業)



2 様式関係

 第
 日

 令和
 年
 月

 日

○○県民局長 ○ ○ ○ 様

市 町 長 名

協議書

河川法第16条の3第1項の規定により別紙のとおり〇級河川〇〇川水系〇〇川に係る河川 工事及び河川の維持を行うことについて、下記により協議します。

記

- 1 工事の設計及び実施計画(別紙)
- 2 維持の実施計画 (別紙)

添付書類 公示 (案)

通知書

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

兵庫県 県民局長

河川法第16条の3第1項の規定に基づき、〇級河川〇〇川水系〇〇川に関する河川工事及び河川の維持を行うことについて、令和 年 月 日付け 第 号で協議のあったことについては、下記のとおり了解したので、通知します。

なお、告示後、告示文の写しを送付してください。

記

- 1 河川の名称及び区間
 - ○級河川○○川水系○○川(区間は、協議書添付図面のとおりとする。)
- 2 河川工事及び河川の維持の内容 都市基盤河川改修事業(工事の設計及び実施計画は、協議書添付図面のとおりとする。) ゴミ及び雑草の除去
- 3 河川工事及び河川の維持の期間 公示の日から令和 年 月 日まで
- 4 その他
 - (1) 施行内容

都市基盤河川改修事業の内容は、○○川改良工事実施基本計画を基本とする。毎年度の事業内容は、国土交通大臣の認可を受けた実施計画の範囲内とする。

(2) 施行期間の延長

河川工事の施行期間を延長しようとするときは、期間満了の日から1か月前(協議に国の認可又は同意を要する場合は1年前)までに〇〇県民局長に再度、協議書を提出するものとする。

- (3) 負担割合
 - 河川工事の費用負担割合は、国の採択基準による。
- (4) 工事施行期間中の河川管理者との協議

工事の施行期間中に下記事項について○○県民局長と十分協議を行い、工事完了後の引継ぎが円滑に行われるよう努めるものとする。

- ア 附帯工事等により設置された許可工作物の処理方針
- イ 慣行水利権の法定化に関する処理方針
- ウ 河川区域の変更及び河川工事により発生する廃川敷地の処理方針
- エ 河川管理施設及び敷地の引継ぎの方針
- (5) 本件協議の内容を変更する必要が生じた場合は、○○県民局長と○○市(町)長が協議して処理するものとする。
- (6) 本件協議に定めのない事項及び本件協議に関して疑義を生じた事項については、〇〇県 民局長と〇〇市(町)長とが協議して処理するものとする。

河川法第16条の3の規定に基づく市町長による河川工事等台帳

市町名	水系名	河川名	全体計画認可	河川管理者との 協議成立日	公示年月日	公示した管理の区間	管理期間	管理の内容	完了公示の年月日

3 参考

河川法等の一部改正について(抄)(昭和62年10月19日 建設省河政発第51号)

今回の河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)等の改正は、近年における 景観、親水性等を生かした河川の環境整備、他事業との関連を踏まえたきめ細かい治水対策等 の実施に対する要請の増大等に対応し、地域整備を目的とする他事業との調整、地域住民の意 向の的確な反映等を図りつつ河川整備を推進していくことが一層必要とされていることにかん がみ、河川管理者がこれらの要請に留意して河川整備を推進することが重要であることは言う までもないが、市町村長においても、従来の準用河川制度に加え、その発意により、指定区間 内の一級河川及び二級河川について、河川工事又は河川の維持を行う方途を開き、もって、よ り一層的確な河川整備の推進を図る見地から所要の改正を行ったものである。

貴職におかれては、河川管理の的確な執行になお一層努めるとともに、市町村長による河川 工事等の制度について、その創設の趣旨に従い、適正な運用が図られるよう、下記の事項に留 意し、遺憾のないようにされたい。

なお、速やかに関係事項を貴管下市長村に周知方取り計らわれたい。

記

1 改正の基本的な考え方について

今回の改正は、法の基本理念である河川管理者による水系一環管理の原則を変更するものではなく、当該原則の範囲内で市町村長による河川工事等の途を広げようとするものであること。

2 制度運用の基本方針について

今回創設された市町村長による河川工事等の制度の運用に当たっては、市町村長の自発的な意思を前提とし、河川工事等の内容についてもその意向をできる限り尊重しつつ、河川管理の適正な執行の確保に努めること。

- 3 市町村長が行うことができる河川工事等の範囲について
 - (1) 市町村長は、主として河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を目的として施行する護岸の設置、高水敷の整備等の河川工事(工事実施基本計画において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿って計画的に実施すべき改良工事を除く。)を施行することができるものであること。ただし、特別区、都道県庁所在の市若しくは人口20万以上の市の長又はその人口がおおむね10万以上の市で市街化区域等がその区域の相当部分(おおむね2分の1以上)を占めるものの長にあっては、このほかに、その施行の場所より上流の流域面積がおおむね30平方キロメートルを超えない河川工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある河川工事を施行することができるものであること(法第16条の2第1項、河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第10条の2第6号及び河川法施行規則(昭和40建設省令第7号。以下「規則」という。)第7条の2から第7条の4まで)。

- (2) (1) にかかわらず、市町村長は、指定区間内の一級河川に係る令第2条第7号の河川工事 又は令第40条第1項に規定する特別指定区間内の一級河川に係る改良工事、令第41条 第1項に規定する指定河川又は沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第7条 第1項に規定する区間に係る河川工事、災害復旧事業、改良復旧事業又は災害関連緊急事 業に係る河川工事、ダムに関する河川工事及び法第70条の2第1項の流況調整河川工事 については施行することができないものであること(令第10条の2第1号から第5号ま で)。
- (3) 市町村長は、令第41条第1項に規定する指定河川又は沖縄振興開発特別措置法第7条 第1項に規定する区間に係る河川の維持並びにダムの維持若しくは操作以外の河川の維持 を行うことができるものであること(令第10条の2第2号及び第4号)。
- (4) 市町村長による河川工事は、河川環境整備事業又は都市小河川改修事業として行われる ものであり、また、市町村長による河川の維持は、これらの事業を実施し、又は既に実施 した河川の区間、従来から市町村が維持を行ってきた河川の区間等について行うものとす ること。

4 市町村長との協議について

- (1) 法第16条の2第1項の規定により市町村長と協議を行う者は、指定区間内の一級河川 及び二級河川のいずれについても都道府県知事であること(法第9条第2項及び第10条 並びに令第2条)。
- (2) 市町村長との協議は、当該市町村長から、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した協議書並びに法第 16 条の2第2項の規定による河川工事等を行おうとするときの公示案を提出して行うものとすること。
- (3) 協議においては、協議に係る河川工事等が市町村長が行うことができるものとされた河川工事等に該当するものであることのほか、その水系全体に及ぼす影響の程度、工事実施基本計画及び河川環境管理基本計画との整合性等を十分に考慮して、その適否を判断すること。
- (4) 工事実施基本計画において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿って計画的に実施すべき改良工事のうち令第10条の2第6号ただし書に規定する河川工事につき、市町村長との協議に応じようとするときは、都道府県知事は建設大臣の認可を受けなければならないものであること(法第79条第1項及び第2項並びに令第45条及び第46条の2)。
- (5) 河川管理者は、協議に応じた場合には、市町村長が河川工事等を行う河川の名称及び区間、河川工事等の内容、河川工事等の期間その他必要な事項を明らかにした文書をもって市町村長に対しその旨を通知すること。
- (6) 市町村長は、協議の範囲内で河川工事等を行うことができるものであるので、協議により定められた河川工事の期間内に当該河川工事が完成しないと見込まれる場合、協議により定められた河川工事等の内容を超えて河川工事等を行う必要が生じた場合等においては、再度協議を行い、協議内容について所要の変更をおこなわなければならないほか、異常な自然現象の発生、財政状況の変化等諸般の事情により市町村長が河川工事等を行うことが

不可能又は不適当と認められることとなった場合等協議の前提となった諸条件に重大な変更を生じた場合にも同様とすること。

- 5 市町村長による河川工事等の公示について
 - (1) 市町村長は、協議に基づき河川工事等を行おうとするとき、及び河川工事等を完了したときは、当該市町村の広報に、河川の名称及び区間、河川工事等の内容並びに河川工事等の期間(河川工事等を完了したときにあっては、当該完了の日)を掲載してその旨を公示しなければならないものである(規則第7条の5)が、この公示のほか、必要に応じ当該河川の区間において立札による掲示を行うこと等により、周辺住民等に対し、周知を計るものとすること。
 - (2) 河川工事等を行おうとするときに公示した河川工事等の期間の満了の日と異なる日をもって河川工事等が完了した場合においては、あらかじめ都道府県知事と管理の引継ぎ等について調整した上で完了したときの公示を行うものとすること。
 - (3) 市町村長は、公示を行ったときは、速やかに都道府県知事に対し、その旨を通知するものとすること。
- 6 市町村長による河川管理者の権限の代行等について
 - (1) 市町村長は、協議に基づき河川工事等を行う場合においては、当該河川工事等を行うために必要な範囲で法第17条から第19条まで、第21条、第37条、第66条から第68条まで、第70条第1項、第74条及び第89条に規定する権限を河川管理者に代わって行うものであること(法第16条の2第3項及び令第10条の3第1項)。
 - (2) 市町村長が法第17条に規定する権限を行う場合における同条第2項の公示は、当該市町村の公報に所要の事項を掲載して行うこと(規則第8条第2項)。
 - (3) 市町村長が法第 19 条に規定する権限を行う場合等においては、河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則(昭和 40 年建設省令第 20 号)の定めるところによるものであること(河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則第 12 条)。
 - (4) 市町村長が協議に基づき、河川工事等で河川の台帳の記載事項に関係があるものを行ったときは、速やかに、当該河川工事等に係る事項を、指定区間内の一級河川について行う場合にあっては所轄事務所長を経由して所轄地方建設局長に、二級河川について行う場合にあっては都道府県知事に通知しなければならないものであること(河川管理事務処理規程第7条第2項)。
- 7 市町村長が河川工事等を行う河川の区間に係る河川管理者の権限行使について 市町村長が河川工事等を行っている河川の区間において、河川管理者が法第24条、第 25条、第26条、第27条等に規定する権限を行おうとする場合には、当該市町村長の行 う河川工事等の支障とならないよう留意し、必要に応じ、あらかじめ市町村長と連絡調整を 図ること。
- 8 執行体制について

市町村においては既に河川管理に必要な組織及び人員を備えているところが多いが、今後ともその充実を図り、さらに研修等を通じて河川管理に必要な法律上及び技術上の知識の普及に努め、これら職員の資質の向上に努めるよう指導すること。

9 その他

都道府県知事においては、管下市町村に対し、通達、説明会等により本制度の趣旨を周知 徹底するとともに、河川管理事務の執行に当たっては、河川法その他の関係法令の規定と関 係通達等の趣旨を十分理解し、通達等のうち、特に次に掲げるものには十分留意するよう指 導すること。

- ① 「河川法の施行について」(昭和40年3月29日建発河第58号建設事務次官通達)
- ② 「河川法の施行について」(昭和 40 年 6 月 29 日建河発第 2 4 5 号建設省河川局長通達)
- ③ 「河川管理事務処理規程」(昭和40年4月1日建設省訓令第1号)
- ④ 「堤防と道路との兼用工作物管理協定(準則)について」(昭和47年6月19日建設省 河政発第57号、建設省道政発第49号、建設省河川局長、建設省道路局長通達)